

子育て支援行動計画

令和6年4月1日 策定

社会福祉法人豊浦福祉会は、職員が仕事と子育てを両立させることが出来る環境を整備し、職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次の行動計画を策定する。

1、計画期間 令和6年年4月1日～令和9年3月31日までの間とする。

2、内 容

目標1：産前・産後休暇中の職員への情報発信

休暇中の職員に施設情報誌等を配布し、復職後も情報が共有できるよう対応を行う。

(対策)

- ・ホームページ及び各事業所にパンフレット等で周知を図る

目標2：育児休暇取得の促進

育児に専念できるよう、育児休暇が取得しやすい環境を整備する。

(対策)

- ・令和6年4月～有期雇用職員を活用して、職場の仕事量の均等を図り、休暇が取得しやすい環境をつくる。
- ・令和6年8月～仕事と家庭の両立について、職員及び管理職に研修を実施する。
- ・令和6年8月～男性職員の育児参加並びに育児休暇取得を促進する。

目標3：中学校就学前の子育て支援

学校行事への参加等、休暇が有効に活用できるような職場環境を構築する。

(対策)

- ・令和6年4月～仕事と家庭の両立について、職場内での均衡が図れるよう人事配置を行う。

子育て支援行動計画

令和3年4月1日 策定

社会福祉法人豊浦福祉会は、職員が仕事と子育てを両立させることが出来る環境を整備し、職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次の行動計画を策定する。

1、計画期間 令和3年年4月1日～令和6年3月31日までの間とする。

2、内 容

目標1：産前・産後休暇中の職員への情報発信

休暇中の職員に施設情報誌等を配布し、復職後も情報が共有できるよう対応を行う。

(対策)

- ・ホームページ及び各事業所にパンフレット等で周知を図る

目標2：育児休暇取得の促進

育児に専念できるよう、育児休暇が取得しやすい環境を整備する。

(対策)

- ・令和3年4月～有期雇用職員を活用して、職場の仕事量の均等を図り、休暇が取得しやすい環境をつくる。
- ・令和3年8月～仕事と家庭の両立について、職員及び管理職に研修を実施する。
- ・令和3年年8月～男性職員の育児参加並びに育児休暇取得を促進する。

目標3：中学校就学前の子育て支援

学校行事への参加等、休暇が有効に活用できるような職場環境を構築する。

(対策)

- ・令和3年4月～仕事と家庭の両立について、職場内での均衡が図れるよう人事配置を行う。

子育て支援行動計画

平成30年6月25日 策定

社会福祉法人豊浦福祉会は、職員が仕事と子育てを両立させることが出来る環境を整備し、職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次の行動計画を策定する。

1、計画期間 平成30年7月1日～平成33年3月31日までの間とする。

2、内 容

目標1：産前・産後休暇中の職員への情報発信

休暇中の職員に施設情報誌等を配布し、復職後も情報が共有できるよう対応を行う。

(対策)

- ・平成30年10月～広報紙等の送付

目標2：育児休暇取得の促進

育児に専念できるよう、育児休暇が取得しやすい環境を整備する。

(対策)

- ・平成30年7月～有期雇用職員を活用して、職場の仕事量の均等を図り、休暇が取得しやすい環境をつくる。
- ・平成30年8月～仕事と家庭の両立について、職員及び管理職に研修を実施する。
- ・平成30年8月～男性職員の育児参加並びに育児休暇取得を促進する。

目標3：中学校就学前の子育て支援

学校行事への参加等、休暇が有効に活用できるような職場環境を構築する。

(対策)

- ・平成30年8月～仕事と家庭の両立について、職場内での均衡が図れるよう人事配置を行う。